

第 2 6 回

島原市農業委員会総会議事録

平成 2 2 年 7 月 2 9 日

第 26 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 22 年 7 月 29 日 (木) 16 時 00 分
2. 閉会日時 平成 22 年 7 月 29 日 (木) 16 時 30 分
3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室
4. 出席委員者の数 28 名 欠席者 3 名
5. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項 (所有権移転) の規定による許可について
 - 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 第 4 号議案 非農地証明願について
 - 第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画案について
6. 報告事項
 - 合意解約及び使用貸借解約通知書及び、農地改良届、農業用施設届について

議長

只今より、第26回島原市農業委員会総会を開会します。

本日、9番委員、5番委員、24番委員は所用のため欠席との連絡がっております。

出席委員は31名中28名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっておりますので、21番委員、22番委員を指名します。

第1号議案 農地法第3条の第1項の規定による所有権移転の許可申請の1番から5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条の第1項の規定による所有権移転の1番の譲受人について、下限面積に達しており、農機具はトラクター、テラーを1台ずつ所有しております。

すべての許可要件を満たしております。

2番の譲受人について、下限面積に達しており、農機具はトラクター2台、動噴、管理機、自動選果機をそれぞれ1台ずつ、所有しております。すべての許可要件を満たしております。

3番の譲受人について、下限面積に達しており、農機具はトラクター、耕耘機、動噴をそれぞれ2台ずつ所有、防除機を1台所有しております。すべての許可要件を満たしております。

4番の譲受人について、下限面積に達しており、農機具はトラクター2台、田植機、コンバインをそれぞれ1台ずつ所有しております。すべての許可要件を満たしております。

5番の譲受人について、下限面積に達しており、農機具はトラクター、田植機をリースしております。すべての許可要件を満たしております。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番について、譲受人は40年の農作業歴があり、夫婦で農業を行っており、今回は自宅前の農地の所有権移転のためのもので、問題ありません。

2番について、譲受人は26年の農作業歴があり、夫婦と子供の3人で農業を行っており、申請地は自己所有農地の隣で問題ありません。

3番について、譲受人は32年の農作業歴があり、夫婦で農業を行っております。今回は生前贈与のためのもので、問題ありません。

4番について、譲受人は33年間の農作業歴があり、譲り受け人夫婦と両親の4人で農業を行っております。通作距離は800メートル、意欲的に農業に取り組んでおり問題ありません。

5番についても、夫婦間での生前贈与です。夫婦で農業を行っており、20年の農作業歴があります。通作距離も5分で行けるところにあり何ら問題ありません。

議長

1番から5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問等がありませんので、1 番から 5 番は許可することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第 1 号議案の所有権移転による許可についての 1 番から 5 番は、許可することに決定します。

第 2 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第 2 号議案農地法第 4 条について、申請人は申請地に木造 2 階建住宅を増築したいとのことです。申請地は農業振興地域内の農用地除外になっております。被害防除計画については、事前に配布済みですので、説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側は申請人所有の宅地、南側は申請人所有の農地、東側、西側は農地になっております。雨水について自然流下により水路放流、汚水及び生活雑排水は溜めますより道路側溝へ放流となり、問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第 2 号議案農地法第 4 条は許可相当と決定し、県知事に意見書を送付することに決定します。

第 3 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請についての 1 番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第 3 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請についての 1 番について、譲受人は申請地を譲り受け、駐車場として利用したいとのことです。申請地は都市計画区域内の第 3 種農地になっております。被害防除計画については事前に配布済みですので説明を省略いたします。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側は宅地、西側、東側は道路、南側は農地と宅地になっております。露天駐車場ですので、何ら問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による1番は許可相当と決定し、県知事に送付することに決定します。

2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

2番について、使用借人は申請地に木造共同住宅2棟を建築したいとのことです。

申請地は都市計画区域内の第3種農地になっております。被害防除計画については、別途添付しておりますので、説明を省略させていただきます。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側、南側は道路、西側、東側は農地になっております。雨水については溜めますより道路側溝へ放流、污水及び生活雑排水は合併浄化槽より隣接する所有者の排水管に放流するという
ことで検討され、近日中には解決する見込みとなっております。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

3番について、譲受人は倉庫1棟、冷凍庫、コンテナを2棟と駐車場として利用したいとのことです。都市計画区域内の第3種農地です。被害防除計画は別途添付しております。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側は水路をはさんで宅地と農地、南側は宅地と農地、西側は水路をはさんで道路、東側は水路をはさんで宅地になっております。雨水は道路側溝へ放流になり問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

4番について、譲受人は木造平家建の物置を建築したいとのことです。申請地は農業振興地域内の、農用地除外になっております。被害防除計画は別途添付しておりますので、説明を省略させていただきます。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の周囲は水路と道路になっております。雨水は自然流下により水路へ放流になり、問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

第4議案非農地証明願について、を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案非農地証明願について、申請人は昭和35年月日不詳ころより原野として利用しているとのことです。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

四方は原野に囲まれており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、非農地証明を交付することにしてよろしいでしょうか。

(「はい」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は非農地証明書を交付することに決定します。
第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画案について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の承認を得ようとするものです。

耕作権の新規設定	14件	36筆	21,941㎡
耕作権の再設定	8件	13筆	13,462㎡
合 計	22件	49筆	35,403㎡

所有権移転については9ページのとおりです。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問等がありませんので、農用地利用集積計画を承認することに決定します。

議長

合意解約等については10, 11ページに記載のとおりでありますのでご報告します。

これで、第26回島原市農業委員会総会を閉会します。

以上、議事の顛末に相違ないことを証するため

議長は、議事録署名委員と共に署名する

議 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____